

X 注意欠陥多動性障害

注意欠陥多動性障害とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいう。

1 注意欠陥多動性障害のある子供の教育的ニーズ

(1) 早期からの教育的対応の重要性

乳幼児期は、心身の発達に極めて重要な時期である。特に、幼児期は、自分を取り巻く周囲の人との関わり方を学び、周囲の物事についての理解を深め、社会生活を送る際のルールについても学習し、学齢期に向けての基礎づくりをする大切な時期と言える。

この時期の一般的な発達上の目標としては、おおよそ次のものが挙げられる。

- ・運動・姿勢能力の向上
- ・コミュニケーション能力の促進
- ・食事や排せつ等の身辺自立の習慣形成
- ・周囲の人との情緒的なつながりに基づく、安定した人間関係の形成
- ・自分と自分を取り巻く社会についての簡単な概念の形成
- ・社会的ルールについてのある程度の理解の学習
- ・小集団における最低限の自己コントロールの学習
- ・認知機能の向上

以上のような幼児期を中心とした一般的な発達上の目標は、注意欠陥多動性障害のある子供にとっても同様である。

注意欠陥多動性障害のある子供については、幼児期より気が散りやすく、じっとしていることが苦手だったり、忘れ物や紛失物が多かったりするという傾向が見られる。また、衝動的に行動し、人やものにぶつかったり、危険な行動につながったりしてしまい、結果的に人とのトラブルになってしまうことも見られる。そのため、周囲の大人から行動を強く規制されたり、注意や叱責を受けたりする場面が増える可能性が高い。

もちろん、危険な行為は制止する必要があるが、このような関わりの繰り返しにより、自己肯定感が低下し、「自分はどうせ、何をやっても叱られる」「やりたいことは大人に禁止されてばかりだ」といった自己肯定感の低い投げやりな気持ちや無力感に陥ってしまう可能性が高くなる。

注意欠陥多動性障害のある子供の気になる行動は、この障害の特性によるものだというところにできるだけ早期に気付き、本人の自己肯定感が低下することなどのないような対応をすることが重要である。

そのためには、注意や叱責をするよりも、望ましい行動を具体的に示したり、行動の良い面を見つけたらすぐに褒めたりすることが効果的である。

また、保護者が、子供の状態をなかなか理解することができず、どのように関わったら

よいか分からず、厳しくしつけようとして反抗を助長するといった悪循環に陥ってしまうことがないように、保護者が相談しやすい環境づくりを行い、保護者と関係者で気づきを共有し具体的な養育方法や支援方法を伝える等の配慮をしていくことが大切である。

注意欠陥多動性障害のある子供の学びの場は、基本的には通常の学級となるが、学校生活や学習上の困難さに対して早期から対応できるよう、幼児期から発達の諸側面に対する気づきや、その発達に応じた必要な支援を行うことが重要である。そして、このことがその後の子供の学習面や生活面にも大きな影響を及ぼす可能性があることを、保護者や療育機関等と共通理解を図りながら、早期発見と早期からの教育的対応、就学先への円滑な移行支援を行うことが大切である。

(2) 教育的ニーズを整理するための観点

注意欠陥多動性障害のある子供にとって適切な学びの場を検討するためには、子供一人一人の教育的ニーズを整理する必要がある。ここでは、教育的ニーズを整理するための観点を、①注意欠陥多動性障害の状態等の把握、②注意欠陥多動性障害のある子供に対する特別な指導内容、③注意欠陥多動性障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容とし、それぞれについて述べる。

① 注意欠陥多動性障害の状態等の把握

注意欠陥多動性障害のある子供の障害の状態等をどのような視点から把握したらよいか述べる。

ア 医学的側面からの把握

(ア) 障害に関する基礎的な情報の把握

障害の状態等については、次のような事項について把握することが必要である。

a 既往・生育歴

- ・ 出生週数 ・ 出生時体重 ・ 出生時の状態 ・ 保育器の使用
- ・ 育った国や言語環境 ・ 入院歴や病歴

b 幼児期の発達状況

- ・ 乳幼児健康診査の状況
- ・ 発達相談（地域の実施状況により 5 歳児健康診査を含む）の状況
- ・ 就学時健康診断時の状況

c 不注意、衝動性、多動性の状態

- ・ 刺激に対する反応 ・ 注意集中の時間
- ・ 複数の指示に対する反応 ・ 忘れ物や整理整頓の状況
- ・ 身体の動きや立ち歩きの状況 ・ 突発的な行動の有無
- ・ 物事を遂行するための計画性 ・ 行動調整の状況

d 併存している障害等の有無

- ・学習障害や自閉症等の有無
- ・行動障害や心因性の障害などの二次的な障害の有無
- ・視覚（見え方）や聴覚（聞こえ方）に関する障害の有無

e 服薬治療の有無

- ・現在服用中の薬

なお、上記事項の把握については、必要な範囲で、保護者との面接等を通じて把握することが大切である。

(イ) 障害の状態等の把握に当たっての留意点

注意欠陥多動性障害の状態等を的確に把握するために、次のような事項に留意しながら、情報を把握することが大切である。

なお、注意欠陥多動性障害の場合、家庭や学校等二つ以上の状況において不注意や衝動性、多動性の特徴がみられるということに留意する必要がある。

a 観察について

学習中や生活の様子を観察する際には、行動上の実態を把握することはもちろん、視覚や聴覚の情報処理の状況、言語能力や語彙量、注意の集中や持続、記憶の状況、不器用さなどのつまずきや困難さが要因となっていることが考えられるため、それらを把握するために学習や生活の様子が重要な情報となるとともに、つまずきや困難さ等を補うための得意な力や、興味や関心についても把握しておくことが大切である。

b 医療機関等からの情報の把握

現在の医療機関をはじめ、これまでにかかっていた専門の医療機関がある場合には、その間の診断や検査結果などの医学的所見を把握することが重要である。また、乳幼児健康診査や発達相談等の事後フォローとして、療育機関や相談機関につながっている場合もあるため、言語発達や運動発達に関する療育内容なども重要な情報となる。

イ 心理学的、教育的側面からの把握

心理学的、教育的側面からは、次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）に示す内容について把握することが必要である。

注意欠陥多動性障害に対する支援はできるだけ早期に対応することが望ましいが、その症状は学習障害や自閉症などの障害の状態や、環境との相互作用による愛着形成上の障害と類似していることも多く、判断には慎重である必要がある。また、標準的な個別式知能検査等を活用し、全般的な知的発達の遅れがないかどうかを確認すること

が大切である。

また、アで述べた事項についての状況も含め、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等の状況から、行動面の困難さにつながる可能性のある要因に早期に気付くことが重要であり、下記のような内容について把握し、教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討していくことが大切である。そして、把握した内容については、必要に応じて、就学先への移行時に引き継ぐことが大切である。

なお、諸発達等の状態を把握するための標準化された個別検査を実施する場合の留意点については（ウ）を参照すること。

（ア）発達の状態等に関すること

発達の状態等については、次のような事項について把握することが必要である。

なお、ここでは就学前の発達の状態等について把握しておくべき主な事項について述べる。

a 生活リズムの形成

- ・睡眠や覚醒、活動・休息、食事、排せつ等の生活リズム

b 基本的な生活習慣の形成

- ・食事、排せつ、衣服の着脱等の基本的な生活習慣の自立の程度
- ・状況に合った挨拶
- ・整理整頓の習慣

c 遊びの状況

- ・ルールのある遊びへの参加状況
- ・遊びや活動の終了状況

d 社会性

- ・集団活動への参加状況や行動の状況

（イ）本人の障害の状態等に関すること

本人の注意欠陥多動性障害の状態等を把握するに当たっては、（ア）で述べた事項についての確に把握するとともに、次のような事項について把握することが必要である。

a 学習意欲や学習に対する取組の姿勢や態度、習慣

学習意欲や学習に対する取組の姿勢等について、次のようなことを把握することが必要である。

- ・学習の態度や習慣（着席行動、傾聴態度）が身に付いているか。
- ・学習や課題に対して主体的に取り組む態度が見られるか。
- ・学習や課題に対する理解力や集中力があるか。
- ・座位や立位などの姿勢が崩れやすすくないか。
- ・注意の持続に困難さがないか。

- ・必要のない場面で、離席することがあるか。
- ・学習用具の整理・整頓ができていないか。
- ・忘れ物や紛失が多くないか。
- ・指示や説明などの聞き洩らしが多くないか。

b 感覚や認知の特性

行動上の困難さの要因と考えられる可能性があるため、就学前の発達の状況を踏まえ、生活全般を通して把握することが必要である。

- ・視覚（見え方）や聴覚（聞こえ方）の状態はどうか。
- ・注目すべき対象に注意を向けることができていないか。

c 社会性

- ・ルールを守って遊びや活動に参加できるか。
- ・状況に応じた行動調整に困難さがないか。
- ・相手の気持ちを想像した適切な表現方法が身に付いているか。

d 身体の動き

体育科の時間だけでなく、他教科や休み時間、給食の時間など、生活全般を通して把握することが必要である。

- ・身体を常に動かしている傾向がないか。
- ・目と手の協応動作が円滑にできていないか。
- ・文房具や道具などの使用に不器用さが見られないか。

e 学習の状況

- ・年齢相応の学習内容が概ね理解できているか。

f 自己理解の状況

子供によっては、小学校低学年の頃から自分の困難さに気付いている場合もある。

障害の受容や理解については、自分らしさを気にしたり、自分と他者との違いを意識したりするなど、自己の確立の問題とも関連する重要な課題であることから、子供の障害の受容や理解の程度について次のようなことを把握する必要がある。なお、発達の段階を考慮しながら、子供の気持ちに寄り添って進めていくことに留意することが大切である。

- ・自分の得意なことや苦手なことについて認識をもっているか。
- ・自分のできないことに関して、悩みをもっているか。
- ・自分のできないことに関して、先生や友達の援助を求めることができるか。
- ・保護者と障害について話し合ったり、相談したりして理解しようとしているか。
- ・自分の障害に気づき、どの程度障害を受け止めているか。
- ・障害を正しく認識し、改善・克服しようとする意欲をもっているか。

(ウ) 諸検査等の実施及び留意点

(ア) や (イ) に示した事項の把握については、学習面や生活面の行動観察や諸検査の実施等を通して把握することが必要である。

なお、諸検査等を実施する際は、次のような事項に留意することが必要である。

a 個別式検査の活用

注意欠陥多動性障害のある子供の場合は、行動面に関して適応上の困難な状態を示すが、行動観察や心理アセスメントの結果を参考にスクリーニング検査や心理検査等を実施するとともに、必要に応じて知的発達の状況を把握することが必要である。

b 検査実施上の工夫

行動面のつまずきや困難さの要因の判断に当たっては、校内における実態把握を踏まえ、より焦点化された心理アセスメント等の実施や評価の必要性について、巡回相談員や外部の専門家と相談しながら進めていくことが望ましい。

c 検査結果の評価

注意欠陥多動性障害のある子供の場合は、認知の偏りやその発達の進んでいる側面について子供一人一人の特性を把握することが大切であることから、検査結果については、検査の下位項目ごとにその内容を十分に分析し、子供の実態と検査結果とを関連させて総合的に見て評価する必要がある。また、個別検査中の行動等については、丁寧に観察し、課題に取り組む姿勢や意欲、新しい場面への対応能力、判断力の確実さや速度、集中力等についても評価することが大切である。

専門機関による心理アセスメントの結果については、子供の学びに必要な情報として、実際に学校場面でどのような形でつまずきとして表れやすいのか、どのような指導や支援、配慮を行うことが考えられるのかについて、保護者を通じて情報の整理と提供を求め、子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討していくことが大切である。その後、それらの情報は、校内教職員で十分な情報共有を行い、個別の指導計画等へ反映していくことが重要である。

(エ) 認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握

学校での集団生活を送る上で、把握しておきたい情報として、遊びの中での友達との関わりや興味や関心、社会性の発達などがある。このため、就学に係る行動観察の他、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等における子供の成長過程について情報を得ることも有用である。

② 注意欠陥多動性障害のある子供に対する特別な指導内容

注意欠陥多動性障害のある子供に対する義務教育段階における特別な指導内容としては、次のようなことが挙げられる。

ア 注意集中の持続に関すること

注意機能の特性により、注目すべき箇所が分からない、注意持続の時間が短い、他のことに気を取られやすいことなどから、注目すべき箇所を色分けしたり、手で触れるなど他の感覚も使ったり、指示を段階に分けて順に示したりすることで注目しやすくしながら、注意を持続できることを実感し、自分に合った注意集中の方法を学び積極的に使用できるようにすることが大切である。

イ 行動の調整に関すること

衝動の抑制が難しかったり、自己の状態の分析や理解が難しかったりするため、失敗を繰り返したり、目的に沿って行動を調整することが苦手だったりする。その場合には、自分の行動と出来事との因果関係を図示して理解させたり、実現可能な目当ての立て方や点検表を活用した振り返りの仕方を学んだりして、自ら適切な行動を選択し調整する力を育てていくことが大切である。なお、注意や叱責では行動が改善しないことを心得ておく必要がある。

ウ 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること

周囲のことに気が散りやすいことから一つ一つの行動に時間がかかったり、整理・整頓などの習慣が十分身に付いていなかったりする場合には、生活上の困難さの要因を明らかにした上で、日課に即した日常生活の中で指導することが必要である。また、不衛生とならないように、清潔や衛生を保つことの必要性を理解させることも大切である。

エ 姿勢保持の基本的技能に関すること

身体全体や一部が常に動いてしまうという多動性により、自分でも気付かない間に座位や立位が大きく崩れ、活動に円滑に取り組みなくなってしまう場合には、姿勢が崩れにくい机や椅子を使用することや、姿勢保持のチェックポイントを自分で確認できるような指導を行うことが大切である。なお、特性による状態であることを理解した上で、執ように繰り返し指導を行うことは逆効果となることに留意する必要がある。

オ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

手足を協調させて動かすことや微細な運動をすることに困難が見られる場合には、目的に即して意図的に身体を動かすことを指導したり、手足の簡単な動きから始めて、段階的に高度な動きを指導したりすることが大切である。手指の巧緻性を高める場合には、興味や関心をもっていることを生かしながら、道具等を使って手指を動かす経験を積み重ねることが大切である。

カ 集団への参加の基礎に関すること

説明を聞きもらしたり、最後まで聞かなかつたりして、ルールを十分に理解しなかつたり、ルールを十分に理解していても、勝ちたい気持ちからルールを守ることができなかつたりする場合には、ルールを分かりやすく少しずつ段階的に理解できるように指導したり、ロールプレイなどにより、勝った時や負けた時の適切な行動を具体的に指導したりすることが必要である。

キ 行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

過度に集中してしまい、終了時刻になっても活動を終えることができない場合には、活動の流れや時間を視覚的に捉えられるようなスケジュールや時計などを示し、時間によって活動時間が区切られていることを理解できるようにしたり、残り時間を確認しながら、活動の一覧表に優先順位を付けたりするなどして、適切に行動できるようにすることが大切である。

ク 言語の受容と表出に関すること

因果関係や時間的経緯から行動を調整したり、振り返ったりすることが難しく、思ったことをそのまま口にして相手を不快にさせるような言動を繰り返してしまう場合には、ロールプレイなどにより相手の話を受けてやり取りをする経験を重ねたり、ゲームなどを通して適切な言葉を繰り返し使用できるようにしたりして、感情の理解や状況に応じた言葉のやりとりの指導を工夫することが大切である。

ケ 障害の特性の理解に関すること

対人関係が上手くいかないことを感じている一方で、自分の長所や短所、得手不得手を客観的に認識することが難しかったり、他者との違いから自分を否定的に捉え自尊心の低下が生じてしまつたりする場合には、個別指導や小集団指導などの指導形態を工夫しながら、対人関係に関する技能を習得する中で、自分の特性に気付き、自分を認め、生活する上で必要な支援を求められるようにすることが大切である。

コ 情緒の安定に関すること

自分の行動を注意されたときに、衝動的に反発して興奮を静められなくなる場合には、自分を落ち着かせることができる場所に移動してその興奮を静めることや、いったんその場所を離れて深呼吸をするなどの方法があることを教え、それらを実際に行うことができるように指導することが大切である。

また、注意や集中を持続し、安定して学習に取り組むことが難しい場合には、刺激を統制した落ち着いた環境で、必要なことに意識を向ける経験を重ねながら、自分に合っ

た集中の仕方や課題への取組方を身に付け、学習に落ち着いて参加する態度を育てていくことが大切である。

以上のことから、注意欠陥多動性障害のある子供の教育的ニーズを整理する際、当該の子供に対する特別な指導内容を把握することが必要である。

なお、上記ア～コは、代表的な例を挙げており、子供の実態によっては、上記以外の特別な指導内容も考えられることに留意することが大切である。

③ 注意欠陥多動性障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容

注意欠陥多動性障害のある当該の子供に必要な合理的配慮を行ったり、必要な支援の内容を提供したりすることで、学習への参加や学習内容の理解などが可能となるようにする必要がある。

よって、注意欠陥多動性障害のある子供の教育に当たっては、次の点から教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容を検討する必要がある。

ア 教育内容・方法

(ア) 教育内容

a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするなどの配慮をして指導を行う（物品の管理方法の工夫、メモの使用等）。

b 学習内容の変更・調整

注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う（学習内容を分割して適切な量にする等）。

(イ) 教育方法

a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する（掲示物の整理整頓・精選、近づいて目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり等）。

b 学習機会や体験の確保

好きなものと関連付けるなど興味や関心がもてるように学習活動の導入を工夫し、危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を取り入れるなどの配慮を行う。

c 心理面・健康面の配慮

活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的

な行動が多いので、成功体験を増やすことで、大人に賞賛され、友達から認められる機会の増加に努める（十分な活動のための時間の確保、物品管理のための棚等の準備、良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保等）。

イ 支援体制

（ア）専門性のある指導体制の整備

特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等の学校内の資源の有効活用を図る。

（イ）子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

（ウ）災害時等の支援体制の整備

落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む（項目を絞った短時間での避難指示、行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防等）。

ウ 施設・設備

（ア）発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設、設備の配慮

注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する（余分なものを覆うカーテンの設置、照明器具等の防護対策、危険な場所等の危険防止柵の設置、静かな小部屋の設置等）。

（イ）災害時等への対応に必要な施設設備の配慮

災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保する。

以上のことから、注意欠陥多動性障害のある子供の教育的ニーズを整理する際、当該の子供に個別に必要な教育における合理的配慮を含む支援の内容を把握することが必要である。

なお、ア～ウは、代表的な例を挙げており、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況や、子供の実態によっては、上記以外の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容も

考えられることに留意することが大切である。

④ 教育的ニーズの総合的な整理

以上のことから、注意欠陥多動性障害のある子供の教育的ニーズを整理する際は、前述した教育的ニーズを整理するための観点（①注意欠陥多動性障害の状態等の把握、②注意欠陥多動性障害のある子供に対する特別な指導内容、③注意欠陥多動性障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容）から総合的に整理していくことが大切である。

総合的に整理する際には、①で把握した医学的側面、心理学的、教育的側面からの注意欠陥多動性障害の状態等の把握だけで、学びの場を判断するものではないことに留意することが重要である。

そのため、②で把握した特別な指導内容、③で把握した教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容を踏まえ、子供一人一人に求められる適切な指導及び必要な支援について考えることが大切となる。例えば、自立活動の指導において、どのような指導内容を、どの程度の時間をかけて指導する必要があるのかなどを整理したり、合理的配慮を含む必要な支援の内容について、どの程度の変更・調整が必要かなどを整理したりすることが考えられる。

その上で、整理した内容を次に示す「2 注意欠陥多動性障害のある子供の学びの場と提供可能な教育機能」の前提となる教育課程等の条件との関連で検討していくことが大切となる。

なお、障害を併せ有する子供については、併せ有する障害による教育的ニーズも、上記と同様に整理していく必要がある。

2 注意欠陥多動性障害のある子供の学びの場と提供可能な教育機能

注意欠陥多動性障害のある子供の学びの場には、小中学校等の通常の学級、通級による指導（注意欠陥多動性障害）がある。

これらの学びの場の検討に際しては、以下に示す障害の程度を踏まえ、これまで把握してきたその時点での子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう検討することが重要である。

なお、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみに捉われることのないよう留意し、総合的な見地から判断することが大切である。また、第2編第3章の5の「(4) 特別支援学級と通級による指導について」に示す内容にも十分留意することが必要である。

(1) 通常の学級における指導

通常の学級においては、小中学校等で編成される教育課程に基づいて、各教科等の指導

を学級、学年集団で行ったり、全体で学校行事に取り組んだりするなど、一斉の学習活動が基本である。

注意欠陥多動性障害のある子供が各教科等を学ぶ場合、障害による困難さに対する指導上の工夫や個に応じた手立てが必要となる。その際、前述した「③注意欠陥多動性障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容」や学習指導要領総則のほか、各教科等編の解説に示されている「学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫」等を参考として、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえて工夫していくことが重要となる。

注意欠陥多動性障害のある子供を含め、通常の学級には、多様な実態の子供が在籍していることを踏まえ、教師と子供及び子供相互のより良い人間関係を構築し、学級経営の充実に努めることが大切である。そのため、通常の学級において、安心して学習に取り組むことができるよう、学級全体又は個に応じた様々な手立てを検討し、指導が行われる必要がある。

注意欠陥多動性障害のある子供は、指示されている内容や社会的ルールは理解できていても、不注意、衝動性、多動性により適切な行動をとることが難しいという障害の特性を有している子供である。周囲からの注意や叱責が重なり、自信をなくしたり自己評価が低下したりすることも少なくないため、本人ができていることや努力しているところ、得意なことや意欲的に取り組んでいるところを把握し、肯定的な評価を意図的に行い、本人の努力や達成状況を認めていくことが大切である。

その上で、注意欠陥多動性障害のある子供の実態把握に努め、合理的配慮の提供を行ったり、通級による指導における指導方法等を参考にしたりするとともに、ティーム・ティーチングや個別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、教材・教具などの工夫を効果的に行うことが重要である。

また、通常の学級においては、日頃から分かりやすい指示、課題の提示の工夫、多様な問題解決を行う授業づくり、環境調整等に努めることが大切である。

通常の学級で必要な指導上の工夫や個に応じた手立て等として、以下のようなことが考えられる。

- ・注意の困難に対して、余分な刺激を減らすことができるように、黒板の周囲の掲示物を減らしたり、座席の位置を前方にしたりするなどの工夫を行う。
- ・集中できる時間を考慮して、短い時間で活動を区切って、メリハリをつける。
- ・じっとしていることが苦手な場合には、意図的に役割を与え動くことが許容される場面を設定する。
- ・視覚的な情報を活用して行動目標を示しておき、できているときにはその行動に対して肯定的評価を即時に行う。
- ・困っていることや言いたいことがあるときに、意思表示カードを使用してもよいなど、学級のルールを明確にしておく。

(2) 通級による指導（注意欠陥多動性障害）

通級による指導は、小中学校等の通常の学級に在籍している障害のある子供に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該の子供の障害の状態等に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行うものである。

① 通級による指導（注意欠陥多動性障害）の対象

対象となる障害の程度は以下のように示されている。

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号初等中等教育局長通知）

注意欠陥多動性障害のある子供の場合、通常の学級における大部分の授業については、(1) で述べた指導上の工夫や個に応じた手立て、教育における合理的配慮を行うことが前提となる。

しかし、注意欠陥多動性障害のある子供の中には、例えば、注意集中の持続の困難さに対して、座席位置の配慮や黒板の周囲の掲示物の精選、活動時間の配慮をすることで、必要な情報の聞き洩らしが軽減されなかったり、学習活動に継続的に参加することができなかつたりするなどして、学習の習得が困難となる場合がある。そのため、自分の特性を理解し、自分に適した注意集中の方法や課題への取組方を身に付ける指導を行うなど、一部特別な指導が必要となると考えられる。

このような場合には、当該の子供の自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う自立活動の指導を、通級指導教室で行うことを検討することになる。

通級による指導の対象となるか否かの判断に当たっては、各学校又は各地域における支援体制の活用を図り、各学校に設置されている校内委員会による判断や意見に加え、教育委員会に設置されている専門家チームや教育支援委員会等による判断や意見を参考にすることが重要である。

一般に、就学に関する相談は入学時や学年始めに集中することが多いが、注意欠陥多動性障害のある子供の場合は、学期の途中で特別な支援の必要性が生じることもある。したがって、校内委員会においては、日頃から気になる子供の実態を把握したり、注意欠陥多動性障害のある子供等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞いたりして、通級による指導の必要性の判断や、通常の学級における適切な配慮や指導上の工夫を講ずるなどの対応について検討を行うことが大切である。

② 通級による指導（注意欠陥多動性障害）の概要

通級による指導を行うに当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な指導目標や指導内容を定め、指導を行うものであり、注意欠陥多動性障害の特性や、子供一人一人の教育的ニーズに十分配慮することが大切である。

なお、通級による指導については、「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176号）において、それまで「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする」と規定されていた趣旨が、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と改正された。つまり、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であることに留意する必要がある。すなわち、子供の認知特性を考慮しながら、苦手なことを克服するための手段を理解したり、活用したりする指導が必要となる。

実際の指導では、自立活動の個別の指導計画に基づく指導目標や指導内容、指導方法等を踏まえ、必要に応じて、個別指導又はグループ別指導を適切に組み合わせて行うことが求められるとともに、対象となる子供一人一人の障害の状態等に応じて、適切な指導時間数を設定することが重要である。

通級による指導における指導内容として、以下のようなことが考えられる。

- ・不注意な状態を引き起こす要因を明らかにした上で、刺激を調整し注意力を高める指導や、情報を確認しながら理解することを通して、自分の行動を振り返ることができるようにするなどして自分に適した方法を理解しそれを身に付けることができるように指導を行う。
- ・衝動性や多動性が見られる場合には、指示の内容を具体的に理解できるようにしたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組むことができるようにする指導や、作業や学習等の見通しを持てるようにして集中できるようにする指導、身近なルールを継続して守ることができるようにする指導など、自己の感情や欲求をコントロールする自分に適した方法を理解し身に付けることができる指導を行う。
- ・社会的技能や対人関係に関わる困難さがある場合には、ソーシャルスキルやライフスキルに関することについて指導を行う。

注意欠陥多動性障害のある子供の場合には、学習障害や自閉症など他の障害の特性を併せ有する場合もあるため、それらの障害の特性も踏まえて教育的ニーズに応じた指導目標や指導内容を設定することに留意する必要がある。

なお、注意欠陥多動性障害のある子供の場合、学習や対人関係が上手くいかないことを感じていたり、注意や叱責が重なり自分を否定的に捉えてしまったりして、行動改善

につながらないだけでなく自尊感情の低下，対人関係や生活面でのストレス等により，反抗などの素行の問題あるいは不安やうつ症状を伴う二次的な障害につながるケースもある。このような状態を未然に防ぐためにも，対人関係に関する技能を習得するなかで，自分の特性に気付き，自分を認め，生活する上で必要な支援を求めることができるようにすることが大切である。そのためには，日頃から教師間の連携に努めるとともに，通常の学級における必要な支援と環境調整を行うことが重要である。

3 注意欠陥多動性障害の理解

(1) 注意欠陥多動性障害について

① 注意欠陥多動性障害の概要

注意欠陥多動性障害(ADHD: Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)とは，年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり，社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常12歳になる前に現れ，その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては，中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

一定程度の不注意，又は衝動性・多動性は，発達段階の途上においては，どの子供においても現れ得るものである。しかし，注意欠陥多動性障害は，不注意，又は衝動性・多動性を示す状態が継続し，かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。

② 注意欠陥多動性障害の具体的な状態像

注意欠陥多動性障害とは，典型的には，年齢あるいは発達に不釣り合いな程度において，以下のような不注意又は衝動性・多動性の状態を継続して示し，それらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態を指す。

ア 不注意

気が散りやすく，注意を集中させ続けることが困難であったり，必要な事柄を忘れやすかったりすること。

イ 衝動性

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり，思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりすること。

ウ 多動性

じっとしていることが苦手で，過度に手足を動かしたり，話したりすることから，落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であること。

③ 注意欠陥多動性障害の特性

ア 見逃されやすい障害であること

注意欠陥多動性障害は、障害そのものの社会的認知が十分でなく、また、注意欠陥多動性障害のない子供においても、不注意又は衝動性・多動性の状態を示すことがあることから、注意欠陥多動性障害のある子供は、「故意に活動や課題に取り組もうとしない」「怠けている」あるいは「自分勝手な行動をしている」などとみなされてしまい、障害の存在が見逃されやすい。まずは、これらの行動が障害に起因しており、その特性に応じた指導及び支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要がある。特に、早期からの適切な対応が効果的であることが多いことから、低学年の段階で学級担任がその特性を十分に理解し、適切な指導や必要な支援の意義を認識することが重要である。なお、平成24年に文部科学省が実施した全国的な実態調査では、医師等の専門家による判断に基づくものではないが、学習障害や注意欠陥多動性障害等の可能性があり、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている子供が小中学校の通常の学級に6.5%程度在籍している。

イ 他の障害との重複がある場合が多いこと

注意欠陥多動性障害は、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されており、学習障害や自閉症を併せ有する場合があります。その程度や重複の状態は様々であるので、個々の子供に応じた対応が必要である。

ウ 他の事項への波及

ソーシャルスキルの習得、対人関係形成の際に様々な困難が生じる場合がある。さらに、反抗挑発症や素行症などを併存することがあり、その場合には専門機関との連携を密に図る必要がある。

(2) 障害の状態等の把握

注意欠陥多動性障害の状態の把握に当たっては、以下の点に留意しつつ、医療、保健、福祉などの関係諸機関、専門家チーム、巡回相談等の各地域における支援体制や、校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の各学校における支援体制に蓄積されている知見を活用することが重要である。

① 不注意、衝動性及び多動性の評価

ア 「不注意」「衝動性」「多動性」に関する以下の設問に該当する項目が多く、その状態が少なくとも6か月以上続いていること

○ 不注意であること

- ・学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする。
- ・課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい。
- ・面と向かって話しかけられているのに、聞いていないように見える。
- ・指示に従えず、また仕事を最後までやり遂げられない。
- ・学習などの課題や活動を順序立てて行うことが難しい。
- ・気持ちを集中して努力し続けなければならない課題を避ける。
- ・学習や活動に必要な物をなくしてしまう。
- ・気が散りやすい。
- ・日々の活動で忘れっぽい。

○ 衝動性があること

- ・質問が終わらないうちに出し抜けに答えてしまう。
- ・順番を待つのが難しい。
- ・他の人がしていることをさえぎったり、じゃましたりする。

○ 多動性があること

- ・手足をそわそわ動かしたり、着席していてももじもじしたりする。
- ・授業中や座っているべきときに席を離れてしまう。
- ・きちんとしていなければならないときに、過度に走り回ったりよじ登ったりする。
- ・遊びや余暇活動におとなしく参加することが難しい。
- ・じっとしていない。又は何かを駆り立てられるように活動する。
- ・過度にしゃべる。

イ 「不注意」「衝動性」「多動性」のうちの一つ又は複数が12歳になる前に現れ、社会生活や学校生活を営む上で支障があること

ウ 著しい不適応が学校や家庭などの複数の場面で認められること

エ 知的障害（軽度を除く）や自閉症等が認められないこと

② 医学的な評価

注意欠陥多動性障害かどうかの判断に当たっては、必要に応じて、専門の医師又は医療機関による評価を受けることを検討すべきである。

③ 他の障害や環境的要因が注意欠陥多動性障害の直接的原因ではないこと

ア 他の障害や環境的要因が、不注意又は衝動性・多動性の直接的原因ではないこと
子供の校内での生活における行動の記録や家庭や地域から寄せられた家庭や地域に

おける生活についての情報，校内委員会等で収集した資料等に基づいて，他の障害や環境的要因が注意欠陥多動性障害の直接の原因ではないことを確認する。その際，必要に応じて，対象となる子供が在籍する通常の学級における授業態度の観察や保護者との面談等を実施する。

イ 他の障害の診断をする場合の留意事項

学習障害や自閉症等が不注意又は衝動性・多動性の直接的原因であれば，注意欠陥多動性障害と判断することには慎重でなければならない。しかし，学習障害と注意欠陥多動性障害が重複する場合が多いことや，これらの障害の近接性を考慮して，学習障害や自閉症等の存在が推定される場合においても，注意欠陥多動性障害の可能性を即座に否定することなく，慎重に判断する必要がある。

なお，本稿における「学習障害」「注意欠陥多動性障害」「自閉症」の用語の取扱いについては，学校教育法施行規則及び関連通知に基づいている。ただし，日本精神神経学会の定めたDSM-5病名・用語翻訳ガイドラインにおいて，「限局性学習症／限局性学習障害」「注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害」「自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害」を用いることが推奨されている。

【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例（注意欠陥多動性障害）

以下の資料は、注意欠陥多動性障害の子供の教育的ニーズを整理するための三つの観点を踏まえて調査票の参考例として調査事項等を示したものである。実際の調査においては、以下に加え調査事項を追加する等により活用することを意図している。

なお、詳細な事項の内容については、本編Xを参照のこと。

1 注意欠陥多動性障害のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 注意欠陥多動性障害の状態等の把握		
視 点	事 項	記 録
医学的側面	障害に関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	幼児期の発達状況	
	不注意，衝動性，多動性の状態	
	併存している障害等の有無	
	服薬治療の有無	
心理学的， 教育的側面	発達の状態等に関すること	
	生活リズムの形成	
	基本的な生活習慣の形成	
	遊びの状況	
	社会性	
	本人の障害の状態等に関すること	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢や態度，習慣	
	感覚や認知の特性	
	社会性	
	身体の動き	
	学習の状況	
	自己理解の状況	
	諸検査等の実施	
	行動観察	
	留意点を踏まえた結果	
	認定こども園・幼稚園・保育所，児童発達支援施設等からの情報の把握	
	学校での集団生活に向けた情報	
成長過程		
② 注意欠陥多動性障害のある子供に対する特別な指導内容		
注意集中の持続に関すること		
行動の調整に関すること		
生活のリズムや生活習慣の形成に関すること		
姿勢保持の基本的技能に関すること		
作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること		
集団への参加の基礎に関すること		
行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること		
言語の受容と表出に関すること		
障害の特性の理解に関すること		
情緒の安定に関すること		

③ 注意欠陥多動性障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育内容・方法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保	
イ 支援体制	c 心理面・健康面の配慮	
	(ア) 専門性のある指導体制の整備	
	(イ) 子供，教職員，保護者，地域の理解啓発を図るための配慮	
ウ 施設・設備	(ウ) 災害等の支援体制の整備	
	(ア) 発達，障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設，設備の配慮	
	(イ) 災害時等への対応に必要な施設設備の配慮	

2 学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校等の状況	
本人・保護者の希望	希望する学びの場	
	希望する通学方法	

3 その他		
併せ有する他の障害の有無と障害種		